

○運搬証明書の書換え

(第3条の2)

改正 令和2年3月23日

審査基準

令和2年3月23日作成

法令名	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令
根拠条項	第3条の2
処分の概要	運搬証明書の書換え
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第17条第5項(運搬証明書の書換え) 特定物質の運搬の届出等に関する規則第4条(運搬証明書の記載事項の変更の届出)
審査基準	
標準処理期間	2日
申請先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	生活安全部生活安全企画課長